

令和6年度 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会事業計画

第1 令和6年度基本方針

「地域共生社会の実現と健全かつ持続可能な財務基盤の確立を目指して」

1 現状と課題

当会の課題、具体的には赤字の要因は、経営改善計画（令和5年度～令和8年度）に記述していますが、特に次の2点が大きなものとなっています。

(1) 法人運営事業、児童クラブ運営受託事業及びデイサービスセンター運営事業収益が悪化

法人運営事業（事務局、総務課及び地域福祉課）は、収益事業ではないため、市からの補助金や受託金により賄っていますが、住民一人当たりの補助金額は県内20市の社会福祉協議会の中ではワースト3位（令和4年度。平均が1,175円に対し、当会は473円）、収入に占める補助金の割合は県内20市社会福祉協議会の中でワースト2位（令和4年度。平均が15.7%に対し、当会は3.8%）となっているため、市の補助金による人件費のカバーが不十分なことから、令和4年度における同事業の事業活動による収支の赤字は資金収支ベースで約2,200万円となっています。

児童クラブ運営受託事業は、受託箇所数が増加した平成30年度・令和元年度前後における市との非常勤職員の引継ぎや、予算見積りの協議等の連携不足から超過負担が続いており、令和4年度の超過負担が約3千万円、過去の超過負担合計が約1億3千万円となっています。令和5年度において市の御協力により超過負担が解消されることになりました。

デイサービスセンター運営事業は、コロナ禍による利用控えの影響や、施設入所の増加、中重度の利用者の減少などの要因から、特に松波及び北条デイサービスセンターでの赤字が増大し、令和4年度で約1,800万円の赤字となっています。

(2) 介護保険事業収益の減少

介護保険事業収益の減少に伴い、収益全体に占める比率も低下してきています。このため、非収益部門である法人運営部門など赤字部門に繰り出す金額も低下してきています。結果、赤字補填が十分できない状況にあります。

令和4年度と令和2年度を比較すると、金額では約7,300万円、比率では5.1%の減少となっています。

令和4年度決算（資金収支計算書）の事業活動による収支は、全体で約2,400万円の赤字となっています。具体的には、法人運営事業が約2,200万円の赤字、児童クラブ運営受託事業などの受託事業が約3,000万円の赤字、デイサービスセンター運営事業が約1,800万円の赤字、合計で約7,000万円の赤字、それに対して、訪問介護事業が約1,000万円の黒字、障害福祉事業が約500万円の黒字、訪問看護事業が約500万円の黒字、居宅介護支援事業が約2,600万円の黒字、合計で約4,600万円の黒字となっています。令和3年度が約5,500万円の赤字であるため、約3,100万円の改善が図られましたが、赤字であることを十分認識する必要があります。

今後は、赤字部門の赤字額の圧縮、介護保険事業を始めとした黒字部門の数字の更なる改善が必要となります。

2 基本方針

(1) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備のための重層的支援体制整備事業の移行準備事業に取り組んでいますが、しっかりした準備を行った上で本事業に取り組めるよう市と十分協議をするとともに、当会の福祉サービスが対象者の方々から選ばれるよう質の向上を更に目指します。

(2) 健全かつ持続可能な財務基盤の確立に向けて

上記課題の解決のため、令和4年度に社協版事業峻別を実施、令和5年3月に経営改善計画、定員管理計画及び大規模修繕計画の3計画を策定するとともに、経営改善計画の着実な実行のためのアクションプラン及びP L計画を作成しました。今後は、経営改善計画の着実な進行管理のため、月次及び四半期ごとの収支状況の分析を通して当会の財政運営を健全にするるとともに、持続可能な財務基盤を確立するようにします。

(3) 法人運営事業の基本方針

市に対して、法人運営事業の補助金の増額の必要性を協議・要望するとともに、当会としてやるべきかどうかの公益性を加味した上で、収益性の観点から事業を取捨選択することも検討します。

(4) デイサービスセンター運営事業の基本方針

介護加算の算定を積極的に行うとともに、利用者の増加のための働きかけや、コスト削減のための常勤職員と非常勤職員の配置の適正な割合を検討し、実行します。

(5) 他部門の基本方針

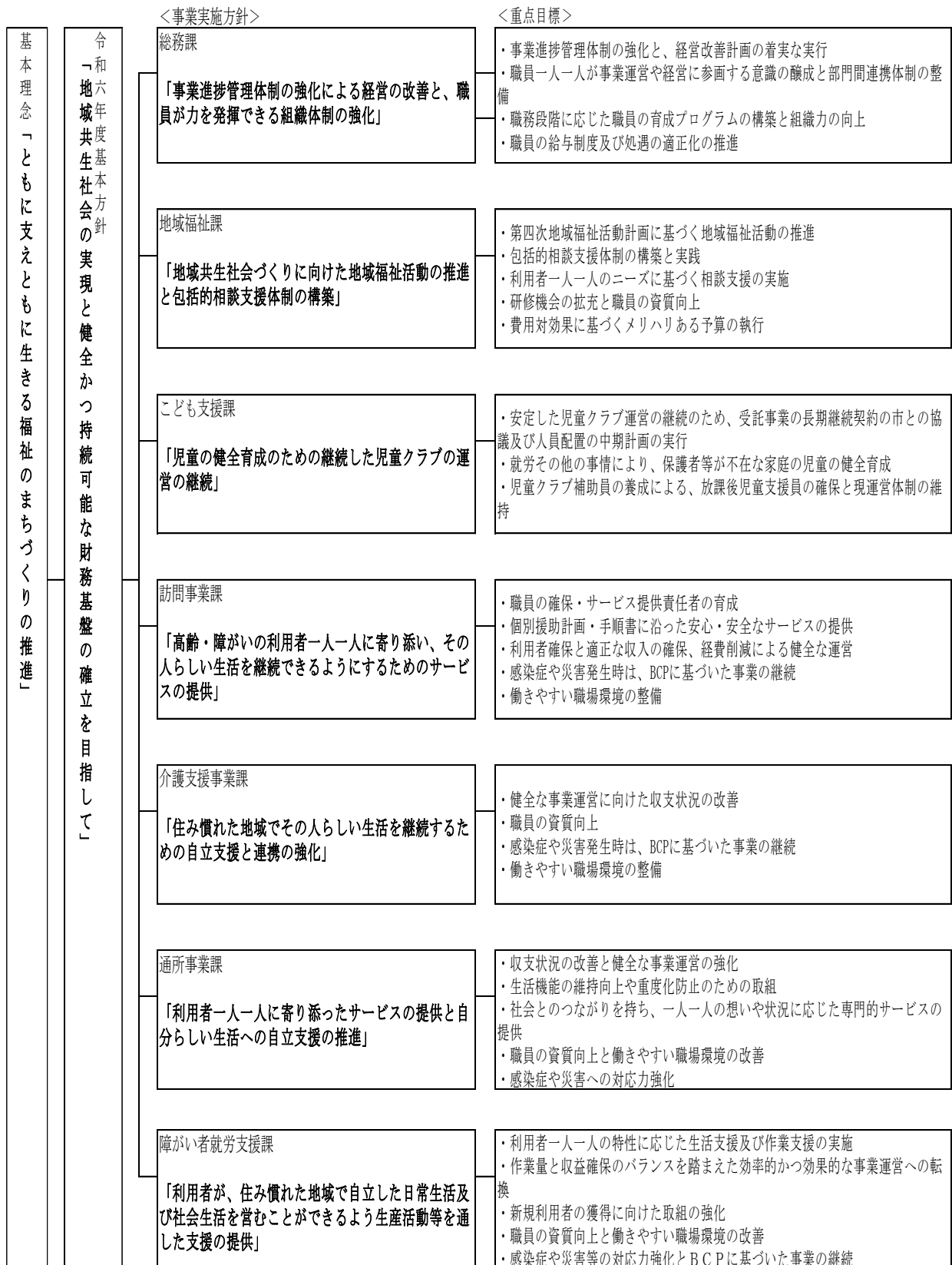
収益と費用のバランスを保ちながら、黒字を継続するための経営改善を継続します。

(6) 改善意識の醸成と実践

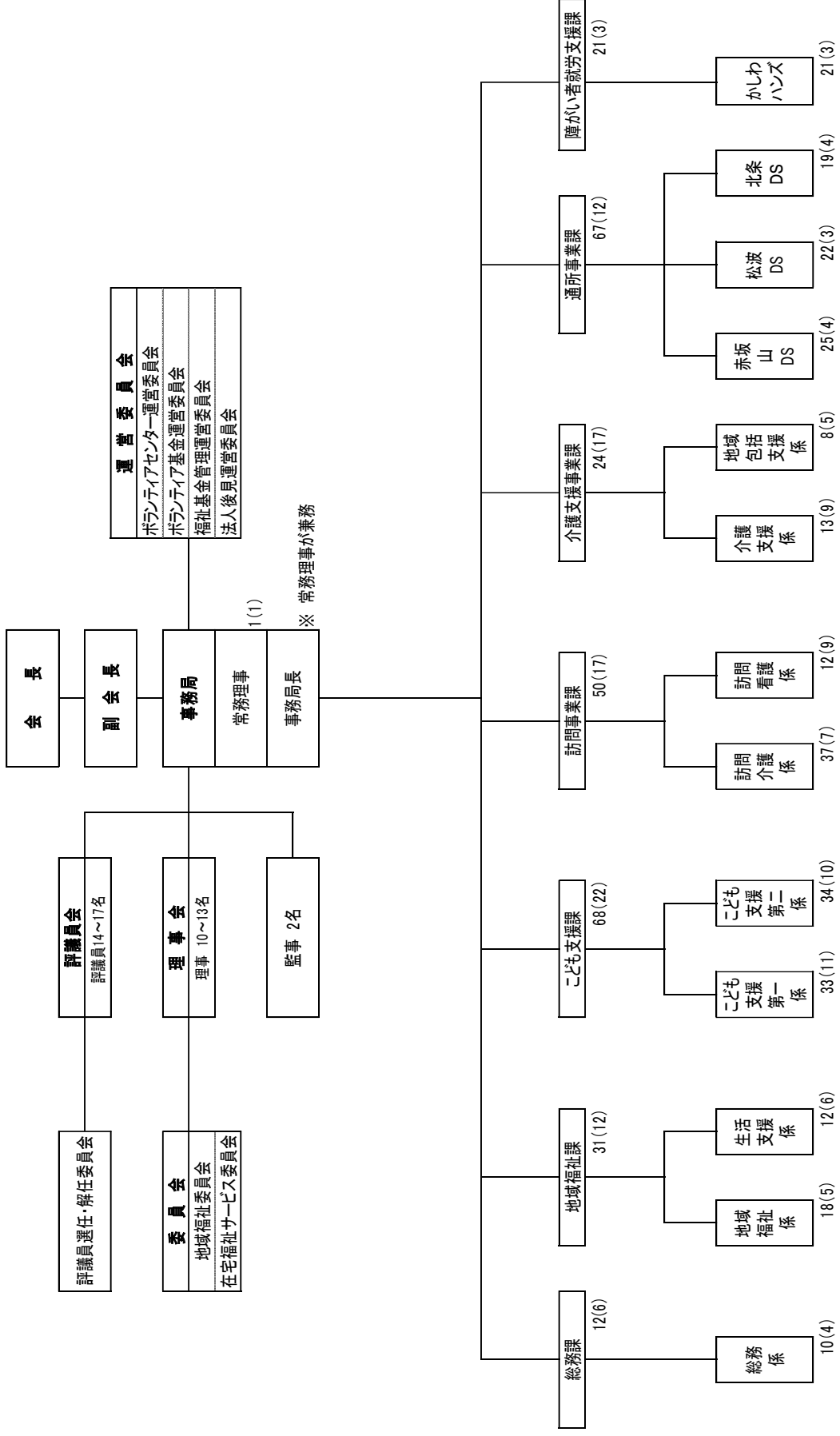
ア 業務執行に当たっては、常に業務改善の視点を持ち、前例踏襲していないか、こうすればもっと良くなるかなど、異なる切り口から業務を見直す意識を持って取り組みます。

イ 業務執行の際、事務改善の意識を持ちながら、コスト削減、事務量の軽減など、積極的にできるものから取り組みます。

第2 事業計画体系図



社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 組織図 (案)(令和6年4月1日現在)



※ 各課 表中の数字は、令和6年4月1日配置の職員数を表す。また、()内はその内の正職員数を表す。職員総数274名(内正職員90名)

第4 各課の事業実施方針、重点目標及び実施計画

1 総務課 「事業進捗管理体制の強化による経営の改善と、職員が力を発揮できる組織体制の強化」

総務課が経営改善計画推進の中核を担う部門であることを自覚し、主体的に各課の事業実施状況や経営に関する課題に対して、部門横断的な視点を含めて検討し、迅速かつ的確な対応を行います。また、令和5年度に構築した事業進捗管理体制を強化し、職員が一丸となって経営改善に取り組む意識を醸成し、経営の改善を目指します。

また、職員一人一人の声に真摯に耳を傾け、適切に対応することで、職員と組織との信頼関係を強化するとともに、職員が持っている資質や能力に加え、職務段階に応じた能力の育成に関するプログラムを構築し、社協組織を支える人材の育成と組織体制の強化に努めます。

(1) 重点目標

- ・事業進捗管理体制の強化と経営改善計画の着実な実行
- ・職員一人一人が事業運営や経営に参画する意識の醸成と部門間連携体制の整備
- ・職務段階に応じた職員の育成プログラムの構築と組織力の向上
- ・職員の給与制度及び処遇の適正化の推進

(2) 事業実施計画

総務係

事業名	取組概要
法人の会務運営	①評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監査等の開催 ②当会の経営課題に関する役職員研修の開催
「経営改善計画」に基づく実施計画の実行	令和5年度のモニタリング結果を反映した令和6年度実施計画（アクションプランスケジュール・PL計画）の実行
事業進捗管理体制の強化と経営改善計画の着実な実行	①次の会議を活用した事業進捗管理と経営改善計画の着実な実行 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職会議（事務局長・課長） 月2回開催 各課からの協議課題に関する部門横断的な検討を行い、定例会議・会長会議へ提案を行う。 ・定例会議（常務理事・事務局長・総務課長・課長代理） 週1回開催 各課の課題等の情報共有と、課題解決の方向性の協議を行う。 ・会長会議（会長・常務理事・事務局長・総務課長） 週1回開催 法人内部の意思決定を行う。 ・会長・管理職合同会議（課長以上） 月1回開催 アクションプランスケジュールに基づく各課の事業進捗状況と今後の実施に関する協議（4月・7月・10月・1月） PL（損益計算書）計画の月次モニタリングと、計画との差異の原因と課題に関する協議（毎月） ・経営会議（係長以上） 年4回開催（4月・7月・10月・1月）

事業名	取組概要
	<p>実務者による具体的な課題の解決に向けた部門横断的な意見交換と、その結果に基づいた改善策の実行とモニタリングを実施する。</p> <p>②重要課題に関する部門横断的なクロスファンクショナルチーム（CFT）による課題検討</p> <p>③株式会社経営共創基盤と協働した経営改善計画の進捗管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランスケジュールやPL計画に基づいたモニタリングやCFT会議等での協議事項、当会の経営課題への取組に関する助言・指導を受けることにより、進捗管理体制の強化を図る。
職員一人一人が事業運営や経営に参画する意識の醸成と部門間連携体制の整備	<p>①職員同士の顔が見える関係づくりや相互理解を目的とした他課職員との意見交換会の実施【新規】</p> <p>②管理職会議等、組織運営に関する会議概要の職員への周知</p>
職務段階に応じた職員の育成プログラムの構築と組織力の向上	<p>①将来の組織を支える人材を育成することを目的とした、職位階層別研修計画に基づく研修受講（研修計画参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設職員階層別研修（福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程） <p>②職位ごとの職務基準書の作成と研修プログラムの構築【新規】</p> <p>③課・係を単位とする専門的な研修の実施</p> <p>④DO-CAPシートの作成や育成面接による職員個人の目標設定と進捗状況の確認</p> <p>⑤人事考課や育成面接の適正な運用を目的とした人事考課研修の実施</p> <p>⑥DO-CAPシート（係長以上は、職務目標管理シート）を活用した人事考課の検討【新規】</p>
職員の給与制度及び処遇の適正化の推進	<p>①令和6年度人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告並びに当会の経営状況を踏まえた給与制度と、職員間の不均衡解消に向けた処遇の適正化の検討</p> <p>②処遇改善加算を原資とした介護職員等の処遇改善の在り方の検討</p>
働く職員の健康を守る労務管理	<p>①職員が働きやすい労働環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等の周知と勤務実態の把握 ・時間外勤務の適正な運用に関するガイドラインの徹底 ・職員の燃え尽き症候群（バーンアウト）防止のための取組指針の周知 ・公益通報及び各種ハラスメントの相談窓口の周知と研修の実施 ・顧問弁護士による法律相談の周知と活用【新規】 <p>②心と体の健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とした定期健康診断及びストレスチェックの実施と受診勧奨 ・産業カウンセラーによる職員を対象としたメンタル相談の実施【新規】 ・メンタルヘルス研修の実施（セルフケア及び職場のラインケア） ・予防接種を含む適切な感染症対策の実施

事業名	取組概要
	③安全衛生活動の推進と労働災害の防止 ・職員衛生委員会の開催（福祉センター・扇町） ・労働災害防止活動の実施と職員への周知
職員の離職防止と福祉人材の定着・確保	①「職員調書」による職員の勤務に対する意向確認と適材適所を目的とした人事異動の検討 ②職員の資格取得の奨励と取得費用の助成 ③介護支援専門員有資格者育成を目的とした受験対策勉強会の開催【新規】 ④社会福祉士実習指導者の養成と実習生の受入れ（所管課：地域福祉課） ⑤各種養成学校からの実習生の受入れ（所管課：訪問事業課、通所事業課） ⑥就職希望者への職場見学の受入れと職員採用活動への参加 ⑦職員紹介制度の活用促進
広報活動	①広報紙「福祉のひろば」の発行（年2回） ②ホームページ・SNSでの情報提供 ③社会福祉協議会会長表彰の実施 ④町内会や職場・団体へ社協活動PRのための説明会の実施
社会福祉協議会会員会費制度の実施	会費の使途の明確化と、会費を充当した事業を実施する地域福祉課と連携した活動PRの検討と実施 ①一般会員：1口500円（世帯） 【目標額 10,300千円】 ②賛助会員：1口500円以上 【目標額 400千円】 ③特別会員：1口5,000円以上 【目標額 700千円】 ④ホームページ内バナー広告
指定管理事業	①柏崎市総合福祉センターの管理・運営 ②令和7年度の大規模施設改修工事に向けた市との協議【新規】

2 地域福祉課 「地域共生社会づくりに向けた地域福祉活動の推進と包括的相談支援体制の構築」

地域福祉課題の複雑化・深刻化が進む中、当会では、地域共生社会の実現に向けて、第四次地域福祉活動計画に基づき、住民主体の福祉活動を始めとする地域福祉事業を推進していきます。

令和6年度から本事業へ移行する重層的支援体制整備事業の多機関協働事業、生活困窮者自立支援事業、柏崎市権利擁護センター事業を柏崎市から受託し、属性を問わない、断らない包括的な相談支援体制の構築を目指します。

さらに、地域住民や利用者との対話、アセスメント、支援プランの作成、モニタリングを十分にを行い、質の高い相談支援の提供に努めます。

これらの目標を達成するため、研修機会を拡充し、職員の資質向上を図るとともに、住民福祉活動の推進、包括的支援体制の構築、質の高い相談支援の提供に要する人件費及び関連する事業費等へ優先的に予算を配分するなどし、メリハリある予算の執行に努めます。

(1) 重点目標

- ・第四次地域福祉活動計画に基づく地域福祉活動の推進
- ・包括的相談支援体制の構築と実践
- ・利用者一人一人のニーズに基づく相談支援の実施
- ・研修機会の拡充と職員の資質向上
- ・費用対効果に基づくメリハリある予算の執行

(2) 事業実施計画

ア 地域福祉係

事業名	取組概要	財源
第四次地域福祉活動計画に基づく住民福祉活動の推進とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	<p>第四次地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の3年目を迎え、活動計画の進捗状況の評価を踏まえ、関係機関と連携して計画の推進に努める。</p> <p>また、CSWを配置し、地域住民が行う福祉活動への支援を通し、地域における生活課題等の把握に努めるとともに、共に支え合う地域共生社会づくりを目指し、地域の特性に応じた福祉のまちづくりを展開する。</p> <p>①推進会議の運営及び進捗管理の実施 ②住民福祉活動への支援・普及啓発 ③集いの場・通いの場への支援（地区福祉組織、ふれあいサロン、地域食事サービスへの支援） ④こども食堂に関する相談支援 ⑤地域の社会資源を活用した福祉教育プログラムのコーディネート及び福祉教育の企画・実施のためのネットワークの構築 ⑥コミュニティセンターへの巡回や民協への参加 ⑦地域課題の把握・分析（地域特性等の理解・把握）</p>	社協会費 共同募金配分金

事業名	取組概要	財源
<p>重層的支援体制整備事業【拡充】</p>	<p>⑧広報活動（ホームページ・SNSの活用）ほか</p> <p>令和6年度から本事業へ移行する重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業を受託し、包括的相談支援体制の構築を目指す。</p> <p>①重層的支援会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化した課題を抱えるケースのうち、関係機関との情報共有の同意を得られたケースについて、相談支援機関からの相談を受け付け、アセスメント・支援プランを作成し、支援機関間の連携や支援プランの適切性、社会資源の把握や創出等について検討する。 <p>②研修会の企画開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難ケースを抱える支援者への支援と相談支援機関の対応力向上を目的とした研修会を企画開催する。 <p>③庁内連絡会議への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所内で設置される庁内連絡会議等に多機関協働事業者として参画し、社会資源の開発や新たな担い手の育成等に関する検討を行う。 <p>④支援会議への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者間で情報共有の同意を得られないケースにおける情報の共有 ・支援方針に関する助言 <p>※支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定された会議で、本人の同意がない場合でも、複雑化・複合化した課題を抱える相談者に関する情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするために設けられる。参加者には守秘義務が課される。</p>	<p>市受託金</p>
<p>ふれあい総合相談所の運営</p>	<p>地域住民の抱える日常生活上の困りごとなどについて、あらゆる相談に応じ、必要な助言、指導、情報提供を行う。</p> <p>また、複雑化・複合化し対応が困難な相談が増加していることから、適切な相談機関等へ確実につなぐことができるよう市内相談機関とのネットワーク構築に努める。</p> <p>①一般相談 心配ごと相談</p> <p>②専門相談 法律相談、司法書士相談、行政書士相談</p>	<p>社協会費</p>
<p>ふれあい給食サービス事業</p>	<p>民間の配食サービスを利用できず、近隣に商店がないなどの理由により、買い物や調理が困難な65歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯へお昼のお弁当を配達し、食の確保と安否確認を行うことにより、孤独感を解消し、在宅生活を支援する。</p>	<p>利用料収入 市補助金 社協会費</p>

事業名	取組概要	財源
ボランティアセンターの運営	<p>ボランティア活動への参加や活動を推進するための活動支援、ボランティアに関する相談窓口や情報発信、啓発の研修会や講座の企画を行う。</p> <p>①ボランティアセンター運営委員会（年4回程度） ②ボランティア体験月間（8月） ③ボランティア相談支援 ④除雪ボランティア活動 ⑤災害支援活動（災害発生時） ⑥ボランティアセンター立ち上げ訓練の企画・開催【新規】 ⑦LINEアカウントを活用した情報発信機能の強化【新規】</p>	市補助金
福祉関係団体との連携・支援	福祉団体事務局業務（柏崎市老人クラブ連合会・柏崎市手をつなぐ育成会）	各団体受託金

イ 生活支援係

事業名	取組概要	財源
日常生活自立支援事業	<p>知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者の方で判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で日常生活を自立して送れるよう利用者との契約に基づき、各種福祉サービスの利用援助を行う。</p> <p>① 新潟県社会福祉協議会受託事業の実施 ・独自事業からの利用者移行の検討 ・支援員の育成及び受入体制の整備</p> <p>② 柏崎市社協独自事業の内部牽制体制の強化及び支援の適正化 ・不正防止と内部牽制体制の強化（払戻手続の厳格化、預り品の貸金庫利用による分散管理等） ・新規申込時の利用判定会議の実施（適切なサービスの検討及びサービスの必要性に基づく利用決定の実施） ・適切な権利擁護支援の提供（支援ニーズに基づき、必要なサービスの利用ができるようアセスメント、プラン作成、サービス提供、モニタリングを実施）</p>	<p>県社協受託金 利用料収入 社協会費</p>
柏崎市権利擁護センター事業	<p>柏崎市成年後見制度利用促進基本計画及び柏崎市権利擁護センター事業実施要綱に基づき、成年後見制度の普及啓発を図る中核的機関として、関係機関団体との地域連携ネットワークを構築し、本人の権利を尊重し、擁護すること、及び権利の行使を援助する仕組みづくりを進める。</p> <p>① 柏崎市権利擁護センター及び成年後見制度に関する広報及び周知啓発</p>	市受託金

事業名	取組概要	財源
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民向け研修会、専門職向け研修会の実施 ② 成年後見制度に関わる関係機関とのネットワークづくり ③ 成年後見制度に関する相談及び利用の支援 ④ 市民後見人養成のためのステップアップ研修の実施 ⑤ 申立支援等制度の利用促進支援 ⑥ 関係機関等連絡調整業務 ⑦ 後見人等支援業務 ⑧ 権利擁護センター運営協議会の運営と地域連携ネットワークの構築 ・ 申立支援の充実、受任調整、困難事例等への協議会による専門的な助言等の実施 ・ 支援者が成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を検討する際に、適切な制度利用に結び付けられるよう成年後見制度活用検討ガイドラインを関係機関へ配布 	
法人後見事業	<p>判断能力が不十分になった方の財産を保護するため、本会が後見人等として家庭裁判所から選任を受け、身上保護や財産管理等の支援を行う。</p> <p>また、適正な支援を実施するため、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人後見運営委員会の開催 ② 法人後見支援員（市民後見人）の育成やフォローアップ研修、活動支援 	市受託金 後見報酬
生活困窮者自立支援事業	<p>近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を行う。</p> <p>さらに、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関と連携し、次の事業を実施する。</p> <p>あわせて、支援サイクルの適正化に向けて、アセスメント、プラン作成、モニタリングを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自立相談支援事業 ② 住居確保給付金の相談及び申請の受付等 ③ 家計改善支援事業 ④ 就労準備支援事業 <p>働くことに悩みを抱える方々を対象に、フリースペースぶらっとを始めとした居場所づくりを行うとともに、ぶらっと利用者等を対象に、就労準備を目的とした講座を、地域コミュニティや関係者と連携し、企画・開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 子どもの学習・生活支援事業 	市受託金

事業名	取組概要	財源
	<p>集合型と訪問型のメニューを企画し、学習習慣や生活習慣を身に付ける働きかけを行うとともに、関係機関と連携して学習支援を利用する児童・生徒が気軽に集える居場所づくりを行う。</p>	
<p>生活福祉資金貸付事業</p>	<p>所得の少ない世帯や障害者世帯、介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活に必要な資金の貸付けと相談支援の実施</p> <p>①借入希望者への相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金 ・福祉資金 ・緊急小口資金 ・教育支援資金 ・不動産担保型生活資金 <p>②滞納者への償還指導</p>	<p>県社協受託金</p>
<p>地域移行等支援事業</p>	<p>短期間のアパート生活体験を通し、施設や病院に長期間入所・入院する障がい者等の地域生活への移行を支援する。</p> <p>また、DV（ドメスティックバイオレンス）の被害者などで緊急避難を要する方へ対応も必要に応じて、実施する。</p>	<p>社協会費 利用料収入</p>

3 こども支援課 「児童の健全育成のための継続した児童クラブの運営」

長期的に安定運営を継続するため、事業の委託元である市と長期継続契約の締結に向けた協議を継続します。

また、社会情勢等の変化によって掛かる経費が不足する場合は、委託元と十分に協議を行った上で、予算の確保に努めます。

児童クラブの運営については、最低人数の人員配置での運営が続いているため、特別な支援を要する児童が在席する場合や規模の大きい児童クラブに職員の加配ができるよう市に要望するほか、今後の職員の離職を想定し、新たな放課後児童支援員の確保に努めます。

また、事故や虐待防止の取組、学校や関係機関との連携など、児童クラブに求められる役割や課題などを市と共有し、児童の育成支援に努めます。

(1) 重点目標

- ・安定した児童クラブ運営の継続のため、受託事業の長期継続契約の市との協議及び人員配置の中期計画の実行
- ・就労その他の事情により、保護者等が不在な家庭の児童の健全育成
- ・児童クラブ補助員の養成による、放課後児童支援員の確保と現運営体制の維持

(2) 事業実施計画

こども支援第一係・こども支援第二係

事業名	取組概要
児童クラブの継続運営	市内 22 児童クラブの継続した運営（児童クラブ一覧表参照）
柏崎市との事業運営の協議・調整	①安定した経営を行うため、柏崎市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の運用の適正化や条例改正について、市との協議を行う。 【事業費 239,827 千円】 ②必要な人員を確保するための長期継続契約の締結について市との協議を行う。 ③運営の現状を柏崎市と情報共有し、課題解決に向けた協議と調整を行う。
人員配置計画の整備と勤怠管理	①職員の高齢による退職を想定し、安定した事業継続のための適正な人員配置計画の作成 ②児童クラブで働く人材の確保を目的とした採用活動の強化 ③派遣補助員の派遣調整と依頼
職員の資質向上	①放課後児童支援員等として、主体的に児童クラブの運営を行えるように役割を明確にする。 ②児童の健全育成を目的とした、児童の発達や育成に関する内部での研修や事例検討の実施、外部研修会等への参加 ③児童クラブ運営に必要な資格（放課後児童支援員）の取得推進
事故防止への取組	①事故対応マニュアルの定期的な見直し ②事故防止のための情報共有や研修会の実施

事業名	取組概要
保護者との連携	児童クラブでの児童の体調や変化について、保護者への連絡を行うとともに、関係機関と連携して支援を行う。
保護者会への協力	各児童クラブの保護者会と協力し、児童の健全育成のための支援を行う。
業務内容の定期的な見直し	正職員を中心としたワーキンググループで、業務や児童クラブの現場運営の課題に対して、見直しや検討を行い、効率的な運営に努めていく。
荒浜児童クラブの移転	荒浜児童クラブ移転に伴う各種事務処理を、遅滞なく円滑に行う。

柏崎市から運営受託する 22 児童クラブ（比角第一・柏崎は 2 単位 合計 24 単位）

名称	位置	定員	登録見込者数 (仕様書記載)	受託日
比角第一児童クラブ (A・B)	柏崎市扇町 2 番 22 号	80 人	88 人	H29. 4. 1
比角第二児童クラブ	柏崎市豊町 3 番 59 号	58 人	64 人	H23. 4. 1
槇原児童クラブ	柏崎市春日三丁目 4 番 35 号	86 人	60 人	H30. 4. 1
剣野第一児童クラブ	柏崎市常盤台 25 番 3 号	62 人	66 人	H31. 4. 1
剣野第二児童クラブ	柏崎市常盤台 25 番 24 号	67 人	66 人	H31. 4. 1
半田第一児童クラブ	柏崎市南半田 1 番 1 号	49 人	54 人	H30. 4. 1
半田第二児童クラブ	柏崎市南半田 9 番 24 号	90 人	44 人	H30. 4. 1
田尻第一児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	76 人	84 人	H31. 4. 1
田尻第二児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	74 人	66 人	H31. 4. 1
新道児童クラブ	柏崎市大字新道 4977 番地	56 人	62 人	H31. 4. 1
枇杷島第一児童クラブ	柏崎市関町 9 番 34 号	58 人	35 人	H31. 4. 1
枇杷島第二児童クラブ	柏崎市関町 9 番 34 号	72 人	50 人	H31. 4. 1
荒浜児童クラブ	柏崎市荒浜一丁目 2 番 35 号	44 人	48 人	H30. 4. 1
北鯖石児童クラブ	柏崎市大字中田 1743 番地 2	36 人	35 人	H30. 4. 1
日吉児童クラブ	柏崎市大字土合 806 番地	40 人	40 人	H31. 4. 1
柏崎児童クラブ (A・B)	柏崎市学校町 1 番 88 号	94 人	92 人	H31. 4. 1
鯖石児童クラブ	柏崎市大字加納 2628 番地 1	36 人	20 人	H30. 4. 1
大洲児童クラブ	柏崎市大久保二丁目 10 番 13 号	31 人	25 人	H30. 4. 1
中通児童クラブ	柏崎市大字曾地 130 番地	19 人	10 人	H24. 7. 24
北条児童クラブ	柏崎市大字北条 1981 番地 1	30 人	30 人	H24. 7. 24
米山児童クラブ	柏崎市米山町 304 番地 4	17 人	5 人	H25. 4. 1
鯨波児童クラブ	柏崎市大字鯨波乙 1032 番地	40 人	15 人	H30. 4. 1
合計		1, 215 人	1, 059 人	

※定員は、児童クラブの延べ床面積を一人当たりに必要な床面積 1.65 m²で除した人数

4 訪問事業課 「高齢・障がいの利用者一人一人に寄り添い、その人らしい生活を継続できるようにするためのサービスの提供」

高齢化が進み、独居世帯、高齢者世帯が増え、多様化するニーズへの対応も柔軟に行う必要があります。誰もが安心して望む生活を継続できるように利用者の御自宅でサービスを提供する事業者として、利用者一人一人に寄り添った質の高いサービスを提供します。また、利用者や家族の声に耳を傾け、他職種との連携を積極的に行い、利用者・家族、関係者と一緒に利用者主体のサービスを提供できる職員を育成するとともに、職員一人一人が輝き、長く働き続けることができる職場環境を整備します。

さらに、社会福祉協議会の一員であることを意識し、常に問題意識を持ち、サービス提供中に発見した利用者ニーズや地域ニーズを介護支援事業所や地域包括支援センター、他関係機関等へしっかりと発信でき、信頼される職場を目指します。

(1) 重点目標

- ・職員の確保・サービス提供責任者の育成
- ・個別援助計画・手順書に沿った安心・安全なサービスの提供
- ・利用者確保と適正な収入の確保、経費削減による健全な運営
- ・感染症や災害発生時におけるBCPに基づいた事業の継続
- ・働きやすい職場環境の整備

(2) 目標値

係名	実施事業	指標	R6 目標	R5 実績 (9 月末)	R4 実績
訪問介護係	訪問介護	稼働率	55%	54.8%	60.4%
	訪問入浴				
	居宅介護				
	同行援護				
	移動支援				
訪問看護係	訪問看護	稼働率	40%	38.4%	42.4%

※ 稼働率＝利用者へのサービス提供時間（移動時間は含まない）÷職員の事業従事時間×100%

(3) 事業実施計画

ア 訪問介護係（訪問介護事業所・訪問入浴介護事業所・居宅介護事業所）

事業名	取組概要
サービス提供体制の充実・強化	①職員の確保 ②サービス提供責任者による訪問介護員への指導及び業務管理の実施 ③サービス提供責任者が均等な業務を行えるよう質の向上を目的とした研修の開催（リーダー会議・サービス提供責任者会議内での開催のほかWEB研修等） ④サービス提供責任者の育成 ⑤個別ケース事例検討等、介護の質の向上を目的とした常勤会議の開催（居

事業名	取組概要
	宅介護事業所) ⑥訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的な見直し ⑦介護者等に対する介護に関する相談・助言 ⑧効率的な訪問計画の作成及び稼働率の維持・向上 ⑨同行援護従業者資格取得の推進 ⑩関係機関及び多職種との連携。KMネットの活用 ⑪新規利用者の確保による、訪問入浴介護事業の継続 ⑫柏崎市障害者等緊急対応事業への協力（居宅介護事業所）
職員の資質向上	①適正なサービス提供を行える技術習得を目的とした各種研修会への参加（介護技術、コミュニケーション技術、事故防止等やノーリフト研修） ②係内研修（月1回） ③自己点検振り返りシートの活用 ④利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施 ⑤介護支援事業課と合同での事例検討会の実施（年1回）【新規】
サービス継続のための健全経営	①新たな利用者確保を目的とした包括支援センターや介護支援事業所への訪問による情報提供と収集、空き情報の定期的な発信 ②事務作業の効率化を目指したタブレット導入の検討【新規】（有効活用が期待できる訪問入浴チームで検討） ③訪問介護・訪問入浴・居宅介護の兼務体制を継続し、効率的なサービス提供体制を行う。

イ 訪問看護係（ゆたか訪問看護ステーション）

事業名	取組概要
サービス提供体制の充実・強化	①職員の確保 ②看護師とリハビリ専門職の連携 ③訪問看護提供マニュアルの定期的な見直しと遵守 ④ケース検討会の実施 ⑤効率的な訪問計画の作成及び稼働率の向上
職員の資質向上	①ノーリフト研修、精神科訪問看護研修 その他各種研修会の参加 ②係内研修（月1回） ③自己点検振り返りシートの活用 ④利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施 ⑤介護支援事業課と合同での事例検討会の実施（年1回）【新規】
サービス継続のための健全経営	①新たな利用者確保を目的とした包括支援センターや介護支援事業所への訪問による情報提供と収集、空き情報の定期的な発信 ②事務作業の効率化を目指したタブレット導入の検討【新規】

ウ 課共通事項

事業名	取組概要
事故防止への取組	①苦情対応・介護・車両事事故事例、ヒヤリハット事例の収集と分析 ②事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し ③緊急時対応について研修実施
感染症・災害時の対応力強化	①作成したBCPの手順に沿って、議論形式で見直しと検討（年1回）【新規】 ②个人防护具（PPE）等の適正な使用のための定期的な実地訓練の継続（年2回） ③感染症対策委員会の開催（年2回）
権利擁護の視点での取組	①虐待防止委員会の開催（年2回）と研修会の実施 ②身体拘束適正化委員会の開催（年2回）と研修会の実施
働きやすい職場環境	①職員が希望する休日の確保と効率的な訪問計画スケジュールの調整 ②職員の希望する研修会の受講 ③各種会議時、職員同士の積極的な意見交換、情報収集と他課発信

5 介護支援事業課

「住み慣れた地域でその人らしい生活を継続するための自立支援と連携の強化」

高齢化が進む中、家族や社会とのつながりが希薄となっている世帯や、心身の状態や経済面、地域の資源の不足等、複合的な課題を抱えている世帯が増え、多様化する生活課題に対して、支援が難しい状況があります。

このため、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けていくことができるように、自立支援や重度化防止の視点に立ち、利用者や家族の想いに寄り添い、生活全般の課題解決に向けて、介護、医療、行政、地域の関係機関と連携し、共に取り組んでいきます。

(1) 重点目標

- ・適正な収入の確保と経費削減による健全な運営
- ・職員の資質向上
- ・感染症や災害発生時における BCP に基づいた事業の継続
- ・働きやすい職場環境の整備

(2) 目標値

係名	指標	R6 目標	R5 実績 (9 月末)	R4 実績
介護支援係	介護支援専門員一人当たりの担当件数（要介護のみ）	34 人	33.9 人	33.4 人

※ 地域包括支援係は、市受託事業であるため、目標値設定なし

(3) 事業実施計画

ア 介護支援係（柏崎市社会福祉協議会居宅介護支援事業所）

事業名	取組概要
法令を遵守したケアマネジメントの実施	①ケアマネジメント業務・給付管理業務の内部チェックの実施（月 2 回） ②ケアマネジメント手順の業務マニュアルの改定
相談援助職としての知識・技術・倫理性の向上	①利用者に関する情報共有を目的とした会議の開催 ②係内研修の実施（月 1 回）や外部研修への参加 ③地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所と共同開催の事例研究会の実施（年 2 回） ④訪問事業課との合同事例検討会の実施（年 1 回）【新規】 ⑤利用者の自己決定を尊重したケアマネジメントの展開 ⑥重度化防止に留意したアセスメント、プラン作成及びモニタリングの実施 ⑦主任介護支援専門員の資格取得推進、法定研修への参加 ⑧自己点検表を活用したケアマネジメント過程の振り返り、介護支援専門員自己評価の実施
困難ケースに対応できる体制の整備	①24 時間の連絡体制による利用者等からの相談・緊急対応の実施 ②主任介護支援専門員を中心とした事業所内での相談支援体制の継続及び

事業名	取組概要
	地域包括支援センターとの連携
多職種連携と協働による継続支援	①地域ケア個別会議等への事例提供と結果の共有、モニタリング ②もの忘れ連絡シートや入退院時連携シートを活用した医療・介護の連携 ③本会各部署、関係機関との連携 ④KMネットの活用

イ 介護支援係（相談支援事業所おうぎまち）

事業名	取組概要
障害者等相談支援事業	①指定一般相談支援の実施 ・地域相談支援（地域移行、地域定着支援） ・基本相談支援 ②指定特定相談支援の実施 ・計画相談支援 ③指定障害児相談支援の実施 ④柏崎市障害者等緊急対応事業の利用支援
関係機関及び他職種との連携による支援	①本会各部署、関係機関との連携 ②基幹型相談支援事業所検討会への参加
職員の資質向上	①係内研修の実施や外部研修への参加 ②事業所内でのケースの共有や事例検討 ③介護支援事業所と合同での事例研究会への参加 ④相談支援専門員自己評価の実施

ウ 地域包括支援係（柏崎市西地域包括支援センターまちなか・あかさかやま）

事業名	取組概要
包括的支援事業	①総合相談支援事業 ・高齢者や家族等からの総合相談の対応 ・高齢者の実態把握（現況調査） ②権利擁護事業 ・高齢者虐待の防止及び対応 ・消費者被害の防止及び対応 ・判断能力が十分でない方への支援（成年後見制度等の活用） ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・支援困難事例等への指導・助言
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	①地域活動・地域におけるネットワークの構築に関する会議への参加 ・地区民生委員児童委員協議会 ・地区担当保健師等との情報交換会 ・地域包括支援センター連絡会 ②認知症施策の推進のための協力 ・もの忘れ連絡シートの活用

事業名	取組概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームとの連携 ・認知症サポーター養成講座の開催 ③在宅医療・介護連携の推進のための協力 <ul style="list-style-type: none"> ・入退院時連携シートの活用 ④生活支援体制整備推進のための協力 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター等との連携 ・2層協議体に係る関係者との打合せ等 ⑤介護予防・生活支援サービス体制整備のための協力 <ul style="list-style-type: none"> ・コツコツ貯筋体操健康講話 ・くらしのサポートセンター情報交換会・健康相談会への参加
地域ケア会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ①地域ケア個別会議（年3回）支援困難事例2回 介護予防事例1回 ②地域ケア圏域会議（年1回） ③モニタリング会議（年1回）
介護予防ケアマネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> ①総合事業（訪問介護・通所介護）のみを利用する対象者のケアマネジメント業務（一部委託可） ②総合事業利用希望者に対してのしつぽう等の支援
指定介護予防支援事業	介護保険における予防給付（予防給付のみ又は予防給付と総合事業サービスを組み合わせる）を利用する要支援者のケアマネジメント業務（一部委託可）
職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ①係内研修の実施（月1回）や外部研修への参加 ②事業所内でのケース共有や事例検討 ③市内居宅介護支援事業所との事例検討・研究会の企画・参加（年2回）
柏崎市西地域包括支援センターまちなか事務所移転	<ul style="list-style-type: none"> ①事業所移転（令和6年7月） ②移転に関する届出の実施 ③関係機関への周知

エ 課共通事項

事業名	取組概要
健全な事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ①担当件数の把握と積極的な新規の受入れ ②各種加算の取得
感染症や災害への対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ①感染症対策委員会の開催（年2回） ②感染症の予防及びまん延防止のためのマニュアルの見直し ③感染症の予防及びまん延防止のための研修と訓練の実施（各1回） ④柏崎市安否確認対象者の緊急連絡先の把握（年2回） ⑤事業継続計画書（BCP）の手順に沿って議論形式で検討・見直しをする（年1回）【新規】
権利擁護の視点での取組	<ul style="list-style-type: none"> ①虐待防止委員会の開催（年2回）と研修会の実施 ②身体拘束適正化委員会の開催（年2回）と研修会の実施
働きやすい職場環境	隙間時間の有効活用と事務作業の省力化のためのタブレット導入の検討【新規】

6 通所事業課 「利用者一人一人に寄り添ったサービスの提供と自分らしい生活への自立支援の推進」

地域で暮らす高齢者と障がい者、一人一人の想いや特性に寄り添った専門的サービスを提供し、他者とのつながりの中で、自分らしく自立した生活を送れるよう利用目的に沿った支援を行います。あわせて、ご家族の負担軽減や孤立感の解消が図れるよう支援します。

また、職員の利用者対応力と資質向上のための研修を行うとともに、環境整備と業務効率化のためのICT化の検討を継続し、職員の負担を軽減し、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

さらに、デイサービスセンター運営事業全体で収支の均衡が取れるよう新規利用者獲得に向けた関係機関への情報提供や、職員配置の適正化、加算取得への取組を進めます。

(1) 重点目標

- ・健全な事業運営に向けた収支状況の改善
- ・生活機能の維持向上や重度化防止のための取組
- ・社会とのつながりを持ち、一人一人の想いや状況に応じた専門的サービスの提供
- ・職員の資質向上と働きやすい職場環境の改善
- ・感染症や災害への対応力強化

(2) 目標値

施設名	種別	定員数	R6 目標 平均利用 者数 ※1	R6 目標利 用者数 (延べ)	R6 目標稼 働率 ※2	R5 目 標数 ※1	R5 目標稼 働率 ※2
赤坂山デイ サービスセ ンター	一般型	39人	25.5人	7,875人	65%	27人	69%
	サービスA	午前10人 午後10人	4人 0.5人	1,364人	22%	4人 4人	40%
松波デイサ ービスセン ター	一般型	30人	18.1人	5,583人	60%	16人	53%
	サービスA	5人	0.5人	155人	10%	1人	20%
北条デイサ ービスセン ター	一般型	34人	21人	6,461人	61%	21人	62%
	サービスA	10人	2人	576人	19%	3.5人	30%

※1 1日当たりの目標平均利用者数

※2 平均利用者数÷定員数(%) (参考：全国平均指数：一般型70%)

※3 営業日数：R6：309日、R5：310日

※4 一般型に現行相当サービスを含む。通所型サービスAには事業対象者を含む。

(3) 事業実施計画

ア 赤坂山デイサービスセンター

定員数	一般型：39人 サービスA：午前10人・午後10人
サービス提供時間	一般型：9：30～16：30（7時間） サービスA：9：30～12：30（3時間） 13：30～16：30（3時間）

事業名	取組概要
通所介護事業	①理学療法士の専門性をいかし、機能訓練指導員を中心に、利用者の運動への更なる意欲と継続性を意識し、自宅で一人でもできるリハビリメニューの提供と評価のフィードバック ②社会的交流の機会を提供し、認知症予防や生活意欲の向上への支援 ③利用者の幅広いニーズに対応するための受入態勢の整備及び連携
日常生活支援総合事業	①自宅で自身が望む生活を継続できるよう利用者の心身の状態に応じた相談・助言や、個別メニューの作成と運動器機能向上サービスの提供 ②小集団の関わりを通じ、社会的交流を図りながら、運動の習慣化や意欲向上に向けた支援

イ 松波デイサービスセンター

定員数	一般型：30人 サービスA：午前5人
サービス提供時間	一般型：9：30～16：30（7時間） サービスA：9：30～12：30（3時間）

事業名	取組概要
通所介護事業	①生活状況に応じた専門的な個別機能訓練の提供による運動機能の維持 ②認知症や単身・中重度の高齢者の社会的なつながりの提供と生活意欲の向上への支援 ③介護者の介護負担の軽減と孤立感の解消
日常生活支援総合事業	①見守りによる入浴サービスの提供や心身の状態に応じた相談・助言 ②社会的交流の機会を提供し、認知症予防や生活意欲の向上に向けた支援

ウ 北条デイサービスセンター

定員数	一般型：34人 サービスA：午前10人
サービス提供時間	一般型：9：30～16：30（7時間） サービスA：9：30～13：30（4時間）

事業名	取組概要
通所介護事業	①地域の実情に応じた受入体制の整備、関係機関との連携 ②理学療法士による機能訓練の実施 ③「北条医療保健福祉を考える会」への参加や地域サロン(ぬくもり)訪問等による地域への広報啓発活動

事業名	取組概要
日常生活支援総合事業	①理学療法士の専門性をいかし、生活状況を踏まえた個別リハビリメニューの作成と運動器機能サービスの提供 ②食事や社会的交流の機会を提供し、認知症予防や生活意欲の向上に向けた支援 ③運動や認知症予防を目的とするサービスA「はつらつクラブ」の実施 ④「北条医療保健福祉を考える会」への参加や地域サロン(ぬくもり)訪問等による地域への広報啓発活動

オ 課共通事項

事業名	取組概要
健全な事業運営の強化	①虐待防止委員会の開催（年2回）と身体拘束防止の取組、研修の実施 ②事務効率化のためのICT化の検討継続 ③利用意向アンケートの実施（利用者・ケアマネ隔年）
収支状況の改善	①職員体制や業務の見直しと専門職資格取得の推進 ②居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへの空き情報発信と連携強化 ③パンフレットやSNS（Facebook）を使用した情報発信と広報活動の強化 ④利用者・介護者向けの通信発行 ⑤CFT会議での検討結果を反映した業務運営
生活機能の維持向上と社会的交流の推進	①認知症ケアやバーセルインデックス※、利用者の特性に応じた対応等に関する研修の実施と職員の資質向上 ②運動習慣の啓発活動と交流支援 ③地域との交流と地域貢献、ボランティア受入れの再構築
感染症や災害への対応力強化	①感染症や災害時の対応マニュアルやBCPの見直し、研修及び訓練の実施（年2回） ②感染症対策委員会の設置と開催（年2回以上）と利用者・職員の健康管理

※ バーセルインデックス：食事や着替えなどの日常生活動作を評価する検査方法で、国際的なADL評価の一つ

7 障がい者就労支援課 「利用者が、住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう生産活動等を通じた支援の提供」

利用者が、住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようパンの製造販売という就労の場を通じて、利用者一人一人の能力や特性に応じた生産活動や社会体験、社会見学活動等の機会を提供し、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。

また、利用者と職員の労働力に見合った作業内容や製造するパンの種類・個数の適正化を図り、利用者が楽しく働くことができる事業所を目指すとともに、利用者へ支給する工賃を維持しながら、今後の事業の継続・発展に向けた収益の確保に努めます。

(1) 重点目標

- ・利用者一人一人の特性に応じた生活支援及び作業支援の実施
- ・作業量と収益確保のバランスを踏まえた効率的かつ効果的な事業運営への転換
- ・新規利用者の獲得に向けた取組の強化
- ・職員の資質向上と働きやすい職場環境の改善
- ・感染症や災害等の対応力強化とBCPに基づいた事業の継続

(2) 目標値

種別	定員数	R6 目標平均利用者数 ※1	R6 目標利用者数 (延べ)	R6 目標稼働率 ※2	R5 目標数 ※1	R5 目標稼働率 ※2
就労支援 B 型	20 人	17 人	4,131 人	85%	18 人	90%
日中一時支援	5 人	20 人/月	240 人	19%	20 人/月	19%

※1 R5 年：1 日当たり目標利用者数 R6 年：1 日当たり平均利用者数 かしわハンズ日中一時は、1 月当たり目標数

※2 定員に対する平均利用者数 (参考：全国平均指数：就労継続支援 B 型 86%)

※3 営業日数 R6：243 日、R5：243 日

(3) 事業実施計画

かしわハンズ

定員数	就労支援 B 型：20 人 日中一時支援：5 人
サービス提供時間	8 時 30 分～16 時 00 分 (7 時間 30 分)

事業名	取組概要
就労継続支援事業 (B 型) の実施	<p>一般企業への就職が困難な障がい者に就労の機会を提供し、雇用契約を結ばずに利用者が比較的自由に働ける非雇用型として事業を実施する。</p> <p>①利用者一人一人の状況に応じて、自己選択・自己決定を尊重し、相談支援事業所等関係機関と連携した個別支援計画の作成</p> <p>②利用者の生活や作業状況に関する相談や助言の実施</p> <p>③作業以外の活動を通じた社会的活動及び余暇活動の支援</p> <p>④利用者の保健衛生及び健康管理を目的とした内科検診の実施 (年 1 回)</p>

事業名	取組概要
	⑤送迎の実施（希望者のみ 事業所⇄柏崎駅） ⑥パンの製造及び販売・配達 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の能力や適性に合った作業の提供と安全確保 ・原材料費の動向を注視した適正価格での販売 ・利用者の工賃向上を目的としたパンの品質向上や商品開発の実施 ・社会性を養うため、利用者の販売・配達同行の実施 ・利用者の能力及び特性を踏まえた作業量と収益確保のバランスの取れる生産活動の見直し ・効率性を踏まえた販売方法の検討 ⑦SNS（Instagram）を活用した情報発信 ⑧利用者の状態に適した受託作業の実施【新規】 ⑨事務効率化のためのICT化の検討と実施 ⑩相談支援事業所や特別支援学校への利用空き情報の発信
地域生活支援事業 （日中一時支援事業：社会適応訓練） の実施	障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、活動の場を提供し、社会生活に適応するための日常的な訓練を実施する。 ①利用者の生活や作業状況に関する相談や助言の実施 ②作業以外の活動を通じた社会的活動及び余暇活動の支援 ③利用者の保健衛生及び健康管理を目的とした内科検診の実施（年1回）
地域生活支援拠点 事業の実施	営業時間外の緊急時における宿泊を伴わない受入れ・対応（事前登録制）
権利擁護の取組	①虐待防止委員会の開催（年2回）と研修の実施 ②身体拘束適正委員会の開催（年2回）と研修の実施
感染症や災害への 対応力強化とBC Pに基づいた事業 の継続	①BCP（事業継続計画）の運用と見直し ②感染症対策委員会の実施（年2回）